

熊本市教育センター条例施行規則の一部改正について

熊本市教育センター条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市教育センター条例施行規則（昭和62年教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「所長」の次に「（条例第4条の所長をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条を第8条とする。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

3 室長は、事務局専決規程第6条に規定する室長共通専決事項を専決することができる。

第4条中「条例第4条に規定する所長のほか、」を削り、「、その他」を「その他」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 教育情報室に室長、指導主事その他必要な職員を置く。

第3条の次に次の1条を加える。

（教育情報室の設置）

第4条 教育の情報化に関する事業等を推進するため、教育センターに教育情報室を置く。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

教育の情報化に関する事業等を推進するために教育センターに教育情報室を新設する等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育センター条例施行規則（昭和62年教育委員会規則第36号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">熊本市教育センター条例施行規則〔教育センター〕</p> <p style="text-align: right;">昭和62年8月27日 教委規則第36号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市教育センター条例（昭和62年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要なものを定めるものとする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第2条 教育センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長（<u>条例第4条の所長をいう。以下同じ。</u>）が必要と認めるときは、変更することができるものとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、臨時に変更することができるものとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）</p> <p><u>（教育情報室の設置）</u></p> <p><u>第4条 教育の情報化に関する事業等を推進するため、教育センターに教育情報室を置く。</u></p> <p>（職員）</p> <p><u>第5条</u> 教育センターに所長補佐、主査、指導主事<u>その他</u>必要な職員を置く。</p>	<p style="text-align: center;">熊本市教育センター条例施行規則〔教育センター〕</p> <p style="text-align: right;">昭和62年8月27日 教委規則第36号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市教育センター条例（昭和62年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要なものを定めるものとする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第2条 教育センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、変更することができるものとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、臨時に変更することができるものとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>（職員）</p> <p><u>第4条</u> 教育センターに<u>条例第4条に規定する所長のほか</u>、所長補佐、主査、</p>

2 教育情報室に室長、指導主事その他必要な職員を置く。

(代行)

第6条 所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(専決)

第7条 所長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程(平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。)第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。

2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。

3 室長は、事務局専決規程第6条に規定する室長共通専決事項を専決することができる。

4 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

指導主事、**その他**必要な職員を置く。

【追加】

(代行)

第5条 所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(専決)

第6条 所長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程(平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。)第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。

2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。

【追加】

3 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。